

○文部科学省令第二十号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第三条第一項第二号及び附則第五条第三項において準用する同令第六条第二号の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

文部科学大臣 柴山 昌彦

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十七条中「第六条第二号」とあるのは「附則第五条第三項において準用する令第六条第二号」と「五月三十一日」とあるのは「五月三十一日（同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する法附則第八条第一項各号に掲げる施設（当該施設の設置者が当該施設の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。）にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日）」と読み替えるものとする。

別表金額の欄中「三七、七〇〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇、〇〇〇円」に、「三三、六〇〇、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇、〇〇〇円」に、「二九、三〇〇、〇〇〇円」を「三一、四〇〇、〇〇〇円」に、「二〇、四〇〇、〇〇〇円」を「二一、八〇〇、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇、〇〇〇円」を「一八、二〇〇、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇、〇〇〇円」を「一五、一〇〇、〇〇〇円」に、「一一、九〇〇、〇〇〇円」を「一二、七〇〇、〇〇〇円」に、「六、九〇〇、〇〇〇円」を「七、四〇〇、〇〇〇円」に、「五、五〇〇、〇〇〇円」を「五、九〇〇、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇、〇〇〇円」を「四、〇〇〇、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、一〇〇、〇〇〇円」に、「二、一〇〇、〇〇〇円」を「二、二五〇、〇〇〇円」に、「一、四〇〇、〇〇〇円」を「一、五〇〇、〇〇〇円」に、「八二〇、〇〇〇円」を「八八〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に生じた障害に係る障害見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。